

## 岸和田市防鳥用ネット支給に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、家庭系ごみの集積所等（以下「ごみ集積所等」という。）において使用する防鳥用ネットを支給することにより、からす等によるごみの散乱を防止し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

### (対象者)

第2条 防鳥用ネットの支給を受けることができる者は、ごみ集積所等を利用する者の代表者（以下「代表者」という。）とする。

### (支給の要件)

第3条 支給の要件は、次のとおりとする。

- (1) 防鳥用ネットをごみ集積所等で使用すること。
- (2) からす等によるごみの散乱被害があること。又は被害が生じるおそれがあること。
- (3) ごみ集積場所等を利用する世帯が3世帯以上であること。ただし、隣接世帯との距離が大きい等の理由により、3世帯以上でごみを集積できない場合を除く。
- (4) 「岸和田市防鳥用ネット支給申請書」(様式第1号)に記載する使用に際しての注意事項（以下「注意事項」という。）を遵守し、防鳥用ネットを適正に維持、管理ができること。
- (5) 新規又は前回の支給日から起算して2年以上経過していること。ただし、注意事項を遵守したにもかかわらず、著しい破損等で使用が困難と認められる場合は、2年を経過することなく、支給することができるものとする。

### (支給する防鳥用ネット)

第4条 支給する防鳥用ネットは、次のとおりとする。

- (1) 防鳥用ネットは、小サイズ(2m×3m)又は大サイズ(3m×4m)の2種類とする。
- (2) 支給する枚数は、1箇所のごみ集積所等につき1枚とする。  
ただし、ごみ集積所等の大きさやごみの排出状況により、岸和田市長（以下「市長」という。）が必要と認める場合は複数枚支給する。
- (3) 防鳥用ネットは当該年度の予算の範囲内で支給する。

### (無償支給)

第5条 防鳥用ネットの支給は無償とする。

### (支給の申請)

第6条 代表者は、「岸和田市防鳥用ネット支給申請書」(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

### (支給の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請内容を審査し、交付が適当であると認めるときは、「岸和田市防鳥用ネット支給決定通知書」(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、第3条第5号ただし書きの規定に基づき、支給する場合において、その使用方法につ

いて指示することができる。

(申請の却下)

第 8 条 市長は、ごみ集積所等の排出の状況等により防鳥用ネットが必要ではないと認める場合は、申請を却下するものとする。

2 市長は前項により申請を却下した場合は「岸和田市防鳥用ネット申請却下通知書」(様式第 3 号)により申請者へ通知を行う。

(支給の取消)

第 9 条 市長は、代表者が虚偽の申出等により不当に防鳥用ネットの支給を受けた場合、又は「岸和田市防鳥用ネット支給決定通知書」(様式第 2 号)に記載する注意事項を遵守できない場合は、その支給を取り消すものとする。

2 市長は、前項により防鳥用ネットの支給の取り消しを決定した場合は、「岸和田市防鳥用ネット支給取消通知書」(様式第 4 号)により申請者へ通知を行う。

(防鳥用ネットの返還)

第 10 条 前条第 2 項の取消通知を受けた代表者は、直ちに防鳥用ネットを返還・撤去しなければならない。なお、返還・撤去できない場合は、防鳥用ネットの実費に相当する額を支払わなければならない。

(使用報告)

第 11 条 代表者は、防鳥用ネットの支給後、速やかに防鳥用ネットを設置し、「岸和田市防鳥用ネット使用報告書」(様式第 5 号)に次に掲げる書類を添えて、市長が定める期日までに市長へ提出しなければならない。

(1) 防鳥用ネット設置後の写真

(2) その他市長が必要と認める書類

(免責)

第 12 条 防鳥用ネットの使用に起因して生じた事故及び損害について市は責任を負わない。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

1 この要綱は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

2 この要綱は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。